

平成19年 6 月 1 日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第 7 4 号） *

*

* * * * *

インデックス

【 1 】食料・農業・農村政策審議会経営分科会が開催されました

【 2 】 6 月 1 日から20年産麦の品目横断的経営安定対策の加入申請受付を開始しました

【 3 】各都道府県の担い手育成予算のコーナー（近畿農政局管内）

【 4 】食料・農業・農村政策審議会委員を募集します（再掲）
（農林水産省大臣官房企画評価課）

【 1 】食料・農業・農村政策審議会経営分科会が開催されました

5月18日に食料・農業・農村政策審議会経営分科会が開催され、「品目横断的経営安定対策の実施状況と農業構造の現状と課題」について、活発な議論が交わされました。

当日は事務局から、主として次のようなことを説明しました。

（ 1 ）品目横断的経営安定対策の実施状況

- a. 昨年秋の申請では、麦について、18年産の作付面積に対して 9 割をカバーしたこと
- b. 本年 4 月からの米・大豆等を作付ける農業者の申請では、特に米について、稲作所得基盤確保対策加入相当面積の 5 割を目標にしていること

（ 2 ）農業構造の現状

- a. 認定農業者数については、19年 3 月末現在で22万8,538となり、18年 3 月末の20万842から大幅に増加したこと
- b. 集落営農数については、19年 2 月 1 日現在で12,095。うち特定農業団体数も19年 3 月末現在で1,323となり、18年 3 月末の213と比べ約 6 倍となったこと
- c. 平成27年の農業構造の展望に示されている数と比べると、相当程度開きがあること

（ 3 ）望ましい農業構造の実現に向けた今後の課題と対応方向

- a.担い手の十分な量的確保の必要性があること
- b.担い手の経営が他産業並みの所得が確保できる「効率的かつ安定的」なものへと発展するような経営の質的向上を図ること
- c.担い手が農業生産の相当部分を担うよう、担い手への農地の集約と、その農地の面的集積が必要なこと

その内容等に対し、各委員からは主として次のような意見が出されました。

【委員からの主な意見】

- 品目横断的経営安定対策の米の面積カバー率の推計が50%ということだが、米の改革のスピードが遅いのではないか。
- 規模拡大によるコストダウン、農家手取りや収益の改善がどうなるのか、本対策の導入効果を示した方が国民の農政に対する信頼が得られる。
- 規模拡大による経済性と他産業並みの所得確保とは別問題。所得が得られなければ農業者の確保はできない。
- 農家は国や県から公的資金をもらっていること、農地は共有財産であることを認識してもらいたい。また、国は農家が認識するような政策が必要。
- 対策は始まったばかりだが、早急に新政策の検証を行い、今後の政策の見直しに活用することが必要。
- 認定農業者は増加しているが、高齢化が進展しており、米の加入率を高めるためには、集落営農組織の育成が必要。そのためには、品目横断的経営安定対策以外にも集落営農組織の経営を支援する施策が必要。
- 集落営農の法人化は重要であるが、現場では混乱しているため、十分な周知、施策による支援が必要。

詳細・事務局からの回答等については、食料・農業・農村政策審議会経営分科会（5月18日開催）の資料を御確認ください。（なお、議事録は後日掲載予定。）

[URL] http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/keiei_bunkaka_i/h190518/index.html

【2】6月1日から20年産麦の品目横断的経営安定対策の加入申請受付を開始しました

20年産麦の品目横断的経営安定対策の加入申請受付が、6月1日から全国一斉に開始されます。

今回の加入申請の受付は、今秋、麦を作付ける農業者であって「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けようとする農業者を対象に、6月1日から8月31日までの間行われるものであり、その他の農業者については来年の4月1日から6月30日までに受付が行われることとなります。

加入申請の受付は全国の地方農政局、地方農政事務所等の受付窓口にて行いますが、受付窓口では書類の受付のほか、農業者や農業者団体等からの加入相談にも応じています。

また、申請に必要な書類や書類の記入方法は地方農政局、地方農政事務所等の受付窓口を用意しているほか、各種説明会等も開催していますので、詳しくは最寄りの地方農政局、地方農政事務所等にお問い合わせ下さい。

申請に必要な書類等については農林水産省のホームページからも入手が可能です。

→ [URL] <http://www.maff.go.jp/ninaite/youshiki.html>

【3】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

今号でも、各都道府県における平成19年度の担い手育成関連の独自予算について、主なものをピックアップして紹介していきます！

近畿では、各府県で、認定農業者や集落営農組織に対する支援が多く見られますが、本年度から新たに立ち上げられた事業については、集落営農組織に対する支援も多く、集落営農組織の育成・確保が活発化しています。

< 近畿農政局管内 >

[滋賀県]

○ 「しがの担い手育成総合サポート事業」(拡充)

集落機能を生かした集落ぐるみの農業をさらに進めるとともに、担い手となる「認定農業者」や「特定農業団体」等の経営体質の強化を図るための支援を行います。

(1) 「担い手利用集積緊急加速化事業」(810万円)(拡充)

利用改善団体等が「面的集積促進プラン」を作成し、農地を認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織等に一定規模以上連担化して集積を図る取り組みをした場合に促進費を交付します。

(2) 「集落営農経理支援体制整備事業」(355万円)(新規)

多くの特定農業団体等にあっては、経理事務が未熟であり、経理に不安を抱える組織が多いことから、経理支援アドバイザーの設置・派遣、集落営農経理

一元化支援システムの整備、経理支援相談員の設置・相談会の開催等を実施し、集落営農組織の経理を支援します。

(3)「集落営農ステップアップ促進事業」(市町村振興総合補助金の内数)(継続)

特定農業団体の設立に取り組む集落や法人化計画等を実践する特定農業団体等に対して、ソフト・ハード両面での支援を実施します。

○「地域農業担い手育成総合支援事業」(継続)

担い手が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、担い手の確保・育成を加速化するとともに、特定農業団体等へのステップアップや担い手の経営改善・法人化を支援するなど、支援対策を総合的に実施します。

(1)「地域農業担い手育成総合推進費」(180万円)(継続)

県担い手育成総合支援協議会及び地域担い手育成総合支援協議会が行う各種支援の円滑な実施のための指導支援・連絡調整を行います。

(2)「地域農業担い手育成総合支援事業」(2,642.1万円)(継続)

協議会活動、経営改善・能力向上支援活動、経営の法人化のための推進活動、経営の多角化・高度化のための支援活動、担い手の交流のための活動、担い手優良活動事例調査、担い手情報発信整備、ヘルパー活動支援活動等を実施します。

[京都府]

○「農業・農村活性化経営体づくり事業」(継続)(1,400万円)

多様な担い手が結集して、地域と連携する中でその経営力を発揮できるよう、農地や農産物、人材などの地域資源をうまく組み合わせて農業経営を行う「農業・農村活性化経営体」を創出し、その活動や機械・施設の整備等を支援します。

○「担い手育成支援団体推進事業」(1,660万円)(継続)

認定農業者・農業法人・集落営農組織の育成を府段階で支援していくため、京都府担い手育成総合支援協議会等が行う、府内の担い手育成の数値目標の設定とその達成に向けたアクションプログラムの策定、これに基づく担い手育成活動に対し助成します。

○「地域担い手育成総合支援協議会活動強化事業」(2,000万円)(継続)

地域段階で認定農業者・農業法人・集落営農組織の育成を図るため、府内各地域に担い手育成総合支援協議会を設置し、地域の担い手育成の数値目標の設定とその達成のためのアクションプログラムの策定、これに基づく担い手育成活動に対し助成します。

[大阪府]

○「地域農政推進対策事業」(340万円)(継続)

府内における担い手育成総合支援協議会の活動を支援します。

[兵庫県]

○ 「地域貢献認定農業者農地集積支援事業」(2,388万円)(継続)

認定農業者が賃借等により一定の規模拡大を行った場合に規模拡大支援金を交付し、農地の利用集積を加速することにより、認定農業者の農業経営改善計画の実現を図ります。

○ 「集落農業担い手緊急レベルアップ事業」(新規)

(1) 集落営農レベルアップ型

品目横断的経営安定対策への移行を推進するため、新対策への加入を3年以内に実現するための対応プログラムの策定及びこのプログラム実現のための共同利用機械整備を支援します。

(2) 広域法人育成モデル型

単独では新対策の基準に満たない小さい集落を複数まとめて広域組織体として育成し、新対策へ加入させるモデル的取組に対して経営が安定するまでの間、オペレーター人件費相当分の運営費を最大3カ年助成するとともに、オペレーター用農業機械の整備を支援します。

○ 「麦・大豆経営安定対策助成金」(598万円)(新規)

3年以内に品目横断的経営安定対策への加入を目指す集落営農組織、認定農業者等が出荷した麦・大豆に対して、新対策の対象となるまでの間(最大3年間)、生産意欲と所得の確保を図るため、同対策に準じた県独自の助成金を助成します。

今年度は、生産条件不利補正交付金の85%相当を助成し、助成額については、毎年遞減させます。

○ 「集落営農組織育成加速化事業」(3,660万円)(新規)

個別経営から集落単位の営農活動を行う集落営農組織の育成を加速させ、個々の農業者では対応できない省力化、効率的な農地の利活用による、生産性の維持と遊休農地化の未然防止を図るため、新たに集落営農組織を設立しようとする集落に対し、集落単位の営農活動に必要なコンバイン等の共同利用農業機械の整備を支援します。

○ 「集落営農経営安定対策支援資金」(30万円)(新規)

国の品目横断的経営安定対策に加入した集落営農組織に対して、法人化や経営力強化のため、共同利用農業機械の整備への無利子融資を行います。

○ 「加工用米産地モデル推進事業」(96万円)(新規)

集落単位で加工用米価格に対応できる低コスト生産に取り組み、主食用米と加工用米を組み合わせた取組を推進するとともに、主食用米の生産数量目標が減少しても、安定した水稻作付けを行うモデル的な集落営農組織を育成するため、加工用米低コスト生産モデル実証展示に必要な機械借上や資材等に要する経費に対して支援します。

○「担い手育成総合支援事業」(継続)

(1) 担い手育成支援事業 (1,575万円)

担い手育成の主たる機関である県担い手育成総合支援協議会及び地域担い手育成総合支援協議会が実施する研修会の開催、リーダーの育成等の総合的な担い手育成に対し支援します。

(2) 認定農業者育成・確保緊急支援事業 (356万円)

認定農業者の候補となる経営体を認定農業者に育成するため、税理士等によるコンサル活動を支援します。

(3) 集落農地等利用調整実践支援事業 (600万円)

担い手への農地の利用集積を効率的に促進するため、新たに集落営農組織を立ち上げる集落に対して活動費を支援します。

(4) 農業経営の法人化と法人化後の経営発展事業 (706万円)

経営管理能力の向上、労働環境の改善等の農業経営の維持・発展のため認定農業者及び集落営農組織等の農業経営体の法人化を支援します。また、法人化後の経営に対してのフォローアップを支援します。

○「農業法人等雇用就農促進事業」(継続) (59万円)

農業法人等が雇用を前提として研修生を受け入れた場合、研修に要する経費を助成することにより、農業法人等への雇用を希望する者への就農を促進するとともに、受け入れる農業法人等の経営規模拡大を図ります。

[奈良県]

○「地域営農確立担い手支援事業」(123万円) (継続)

認定農業者等の担い手が新たに賃借権等を設定し、規模拡大をした場合に助成金を交付します。

各事業の詳しい内容については、各府県農政担当部局または各府県担い手育成総合支援協議会にお問い合わせください。

【 4 】食料・農業・農村政策審議会委員を募集します (再掲)

(農林水産省大臣官房企画評価課)

前号でもお伝えしましたが、再度お知らせいたします。

食料・農業・農村政策に一層広く国民の皆様の声を反映させ、国民の合意に基づいた施策の推進に資するため、食料・農業・農村政策審議会の委員を広く一般から募集します。

これからの食料・農業・農村政策に一役買おうという意欲のある方のご応募をお待ちしております。

募集人員は2名以内、応募の締め切りは平成19年6月4日(月)(消印有効)です。

応募方法等詳細な内容については、

http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070511press_7.htmlをご覧ください。

< 編集後記 >

6月6日(水)は、二十四節季の芒種(ぼうしゅ)に当たります。稲や麦などの芒(のぎ：とげのようなもの)のある穀物の種まきの時期と言われていました。

現在では、もう田植えや種まきは完了している頃かと思いますが、皆様の地域ではいかがでしょうか？

ようやく九州の一部で梅雨入りしたようですが、穀物にとっては、雨を待つ季節となりましたね。

本メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日：随時発行(週1回程度)
発行元：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>